

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月22日（平成30年（行個）諮問第89号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行個）答申第137号）

事件名：本人が行った療養補償給付請求について特定法人が提出した意見書の
不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私、特定個人が平成29年特定月日、特定労働基準監督署へ労災請求を行った際に、同署へ提出された別途意見書（会社が提出したもの）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年2月8日付け京労発基0208第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

私は、昭和特定年に看護師免許証を国に登録し、看護師として特定年勤務しています。

特定法人特定病院、特定病院、特定法人本部特定室部長として、真面目に勤務しておりました。

ところが、平成29年特定月日特定時に、特定法人本部棟2階に突然呼び出され、本部特定部長特定氏名より、懲戒処分ではないが、「階級を2階級降格、役職を看護部長級から師長級へ降職、資格給の減給、特定地域から特定地域特定施設へ左遷」という人事異動を受けました。

これは、私を退職強要する不当な目的を持った配置転換命令でした。私は、看護師として特定期間、この特定法人特定機関で勤務しており、この様な人間としての人格を否定されたような、極度の精神的苦痛に晒

され、心身のバランスを崩し、休職せざるを得ませんでした。

特定氏名には、何度も「この降格左遷人事を説明して頂きたい旨の抗議文も書きましたが、全く無視されました。その上、顧問弁護士ではない特定氏名から「ご連絡」と題して、この人事異動に従わない場合は懲戒解雇にするとまで文書にて言い渡されました。

私は、特定状態となり休職したのですが、特定法人からは何の指示もない状態ばかりか、主治医であった特定氏名医師や特定科特定氏名医師から、特定法人特定病院特定氏名医師や特定氏名看護部長、特定氏名部長、特定氏名参事、特定氏名師長、特定氏名部長のありとあらゆる上層部から、私の電子カルテに不正アクセスしたり、診療に介入したり、挙句には復職診断書を妨害された事実が明らかになりました。

その以前から、私への退職強要の実態が、裁判で明らかになりました。

企業として、職員の働く安全配慮義務は当然の義務であるにも関わらず、組織ぐるみで、看護師に無実の罪を着せ、でっち上げ虚偽レポートによって、退職強要していく実態に、私は当然に労働災害であったと考えています。

私一人の問題ではなく、過去にも現在にも、組織ぐるみで看護師の名誉毀損し、人格まで否定し、精神的に追い詰め、休職された看護師も大勢います。

平成29年特定月日に、労働災害申請を申し立てましたが、特定法人は、その事実とは反するなど、別途意見書を提出されております。

どうか、特定法人が労働基準監督署に出された意見書の開示の許可を頂きたいと思えます。

京都労働局に、開示請求を申請しましたが、個人情報観点から開示ができないとの説明がありました。

しかし、個人名どころか一切の開示がない事は、余りにも不平等と考えます。さらに、特定法人が提出された資料が真意なら、何故に隠べいされなければならないのでしょうか。

私は、現在も特定法人の職員です。しかし、平成29年特定月日から、専門医の復職診断書を提出し、タイムカードを毎日打刻し、業務をしておりますが、机や電話もない倉庫に一人で居ります。

特定月日には、実父の葬儀の日を狙って、本部が窃盗事件を起こし、貴重品が無くなりました。部署の看板を剥がされたり、監視されたりもしています。

時間外勤務が100時間を超えてはおりませんが、極度の精神的嫌がらせは心理的虐待です。その上、1年間に渡り、給与は未払いを続けています。

労働基準法違反です。職員健診も受けさせて頂けません。

今回の労働災害申請は、働く人間の名誉の闘いなのです。
どうか、どうか書類の開示をお願い致します。

(2) 意見書 1

ア 趣旨

諮問番号：平成30年諮問第89号

労働災害請求にて療養給付補償請求において、特定法人が労働基準監督署に提出した、請求本人と異なる趣旨を記載した別途意見書を不開示決定に関する意見

イ 理由

(ア) 文書番号1の①及び③の不開示部分（別途意見書）は、審査請求人以外の氏名や印影以外の内容を公開して頂きたい。

勤務中に発生した労働災害を請求したに過ぎないが、特定法人は審査請求人が記載した内容を認めず、別途意見書をどのような根拠に基づき提出されたのか不明であると考えます。

(イ) 文書番号1の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査員が、労災請求に関わる内容を審査請求人以外からも聴取したもので、審査請求人本人も希望し周知していたものである。

現在、特定法人を退職しているので、不当な干渉を行える筈もない。これを明らかにしないと、今後審査請求をするかどうかにおいても必要不可欠と考えます。

(ウ) 特定法人が別途提出した意見書（被害にあった審査請求人が労働災害請求を行なった以外の別途意見書を添付していた事実）

一般的に抽象的ではなく、個別具体的に判断すべき（原文ママ）と考えております。

尚、特定個人を労働基準監督署の調査員が聴取したとして、これを開示されてちゅうちょされる立場や理由はないと考えます。

ウ 結論

労働災害補償請求において会社が提出した別途意見書の開示を求めます。

(3) 意見書 2

ア 趣旨

審査請求人である特定個人は、特定法人において、長年、執拗に組織的嫌がらせを受け、業務上の心理的負荷強度にて、「特定状態」となり救急に搬入されたり、その後休職せざるを得なくなった。

これは、認定基準の対象となる精神障害の発症概ね6か月の間に、業務による心理的負荷や長年の虐め、嫌がらせを含める業務妨害を受け続けたものであった。

「職場における心理的評価表」において、具体的出来事は①仕事の

失敗，過重な責任の発生などで，ノルマの困難性，強制の程度，ペナルティ「2階級降格，降級，減給，遠方での慣れない業務の強制」，②身分の変化，遠方への理由なき左遷（対象者選定の不合理不利益「降格，降級，減給」③対人関係のトラブル，上司（不当な目的を持った人事評価，降格，降級）同僚（嫌がらせ，無視，組織的陥れ）部下（意味不明の監視・上司への報告）があり，心理的負荷が強度となった。

イ 理由

- (ア) 具体的出来事や証拠を意見書として提出いたします。
- (イ) 心理的負荷の強度となった「不当配置転換やそれに伴う損害賠償請求」を特定地方裁判所にて民事訴訟し，全面的原告勝訴となった証拠も提出いたします。
- (ウ) 審査請求人が申請した労働災害療養給付請求より別に，会社は別途意見書（事実を捻じ曲げた事柄を文書にて提出した）ことにより，審査請求人は不利益を生じた。
- (エ) 審査請求人は，特定法人を既に退職し，また相手方聴取された個人も退職されている。よって，開示内容は，既に裁判で陳述されている内容である。さらに，開示されたとしても，退職している上，不当な干渉などあり得ない。

裁判「不当配置転換と賠償請求」において，「降職，降級，減給，左遷」は認められ，復権，復職し，1年間の未払い賃金や精神的慰謝料を含む賠償金を裁判長から命じられた事実がある。

- (オ) 特定法人に就職してから，特定期間看護師として真面目に勤務してきたつもりであるが，その病院組織より，不当な動機をもった「降級，降格，減給，遠地への左遷」と認識できる特定施設は審査請求人にとって退職を意味する不適合な職場であった。それは会社が容易く想像できる，ある意味計画的陥れとして，職員は誰でも周知できている。心理的負荷をかけ，精神疾患を発病したことは事実である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は，平成30年1月25日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「私，特定個人が平成29年特定月日，特定労働基準監督署へ労災請求を行った際に，同署へ提出された別途意見書（会社が提出したもの）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がその取消しを求めて，平成30年2月10日付け（同月22日受付）で審

査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私、特定個人が平成29年特定月日、特定労働基準監督署へ労災請求を行った際に、同署へ提出された別途意見書（会社が提出したもの）」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①及び1の③の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側い

ずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成30年5月22日付け厚生労働省発基0522第1号により諮問した平成30年（行個）諮問第89号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正する。

別表（下線部が追加・修正部分）

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)	
			2号	7号柱書き
1	意見書	②1頁4行目ないし <u>8頁</u>	○	○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月7日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年7月9日 審査請求人から資料を收受
- ⑥ 同年9月13日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月25日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同年10月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑨ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私、特定個人が平成29年特定月日、特定労働基準監督署へ労災請求を行った際に、同署へ提出された別途意見書（会社が提出したもの）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の全部を、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、文書番号1の1頁3行目の審査請求人以外の氏名及び印影を除く不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

当該部分は、審査請求人の労災請求に当たり、特定事業場が特定労働基準監督署に対し提出した意見書に記載された特定事業場の意見であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、審査請求人が特定労働基準監督署に対し提出した「療養補償の給付たる療養の給付請求書」に記載されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報と認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

通番1は、特定事業場が特定労働基準監督署に対し提出した意見書に記載された担当者の役職であり、氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2は、特定労働基準監督署に対し提出された特定事業場の意見書であるが、どのような内容であるか審査請求人が知り得るもので

はないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示 情報 (法 1 4 条 該 当 号)		6 開示すべき部分
				2 号	7 号 柱 書 き	
1	意見書	1	① 1 頁 3 行目 (③を除く。)	○		
		2	② 1 頁 4 行目ないし 8 頁	○	○	1 頁 4 行目ないし 9 行目
			③ 1 頁 3 行目氏名及び印影部分 (ただし受付印は除く。)	○		